

令和3年度 第1回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	令和3年7月29日(木) 14:00~16:00
場 所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室2
出 席 者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 青山睦子 小野幸子 荒西正和 欠席委員 松本朋子 村岡由美子 田中隆子 事務局 森田昭弘 市民生活部長 田中尚美 人権・男女共生課長 中川弘之 人権推進係長 阿曾直子 人権・男女共生課係員 田淵雅樹 学校教育部主幹
事 務 局	人権・男女共生課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

ア 第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和2年度実績)について

イ 第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和3年度実施計画)について

2 提出資料

令和3年度 第1回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会次第

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿

資料1 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針事業一覧(令和2年度)

資料2 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

資料3 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

### 3 審議経過

(事務局森田)

本日は大変お忙しいところ、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会にご出席いただき誠にありがとうございます。市民生活部長の森田でございます。

すでに新聞報道等でご存知のとおり、本市の職員に関わる差別事象が発生しております。この件について、この場をお借りしてご説明、ご報告申し上げたいと思います。

本市では、差別事象が発生した場合の対応として、当事者のみならず第三者の心情に与える影響等にも配慮すべきとの理由から、その内容は公表しないことを原則としてまいりました。

この度は、関係者団体から報道機関に情報提供されたことにより報道されたということでございます。

発端につきましては、本市職員と外部の方との間で、電話でのやりとりの中でハンセン病のパネル展示をめぐってお話をさせていただいている時に差別発言があったとご指摘を受けたものでございます。

ご指摘を受けて、内部で当該職員に対して聞き取りを行いました。通話当事者の主張と異なっております。当時の通話記録も残っていないことから事実を特定することは困難であっても、市として、市民に対して啓発を行い、差別で苦しんでいる人に寄り添って解決にあたらなければならない職員の言動としてはあってはならないことから差別事象だと判断しました。

市長を本部長とする芦屋市人権教育・人権啓発推進本部会議を開催して市の対応について協議をいたしました。会議の中で、今回の事象を契機として、ハンセン病に対する職員研修、市民啓発をしっかりと進めることを確認し、関係団体としてお話をさせていただいておりますハンセン病関西退所者原告団「いちょうの会」様宛に市長名で文書を発出してあります。いちょうの会からご了承いただいておりますのでご紹介させていただきます。

はじめに、当該職員の発言は、覚悟をもって写真に写ることに協力された回復者の方々はもちろん、全ての回復者の方々を傷つけるものであり、市民の人権を守り啓発していく立場にある職員として極めて不適切な発言であり、深くお詫び申し上げます。

2点目は、ハンセン病問題について正しく伝えなければ理解が深まらないという思いにとどまり、啓発を進めていくべき職員として最も重要な視点である「どのように展示すれば市民に正しく理解され、差別偏見をなくすることができるか」について、当該職員のみならず人権担当職員においても言及がなかったことについては、誠に不適切な対応

であった。

3点目は、差別事象として重く受け止め、人権教育・人権啓発推進本部会議を開催し、再び繰り返すことのないよう職員一人ひとりが一層の人権意識向上を目指し、研修等に取り組むことを指示した。

次に、今後は、差別事象対応マニュアルに基づき、事象の分析、問題点の整理を行い、研修や啓発に活かしていく。

最後に、ハンセン病に係る人権問題については、第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針においても解決すべき人権課題の一つとして位置付けており、職員研修及び市民啓発に注力し、差別や偏見の解消に取り組んでいくという内容でございます。

以上の内容で、市長名で「いちょうの会」様あてに文書を発出いたしました。

文書の発出後、関係団体からのご支援、ご協力を得まして、去る7月8日に職員研修を実施したところでございます。当日、午前、午後の2回に分けて実施いたしました。参加者はあわせて90人ですが、当日の研修内容を撮影し、作成した研修用DVDを視聴する形で当日受講できなかった職員にも研修を実施してまいります。

それから学校現場には、兵庫県が作成した啓発冊子を教職員全員に対して配布いたしました。

そのほか6月に市役所本庁舎の展示スペースを活用し、市民に対してパネル展示による啓発を行いました。

ご説明は以上になります。誠に申し訳ございませんでした。

(岩槻会長)

職員による差別発言があったということでご報告いただきましたが、事実確認に行き違いがあったということに対して、差別事象の解決に取り組むときには、必ず事実関係をしっかり確認することが基本になると思います。その事実を踏まえて、その事実の中にある差別性をしっかり検討し、同じことを繰り返さないようにしていく必要があると思います。ぜひとも真摯に取り組んでいってほしいと思います。

(清水副会長)

担当職員からお電話をいただいた人権団体、電話を取ったのは私です。7月8日に研修を実施されて、これから市民への啓発、職員への啓発を続けていかれるということは良いことだと思いますが、一番最初の発言としては、「ハンセン病の人の顔のパネルが並んだら気持ちが悪い」という発言がありました。だけどその発言を推していてもいちょうの会は、なかなか市が応じないので、「びっくりした」という発言に変えて話し合いを続けたという結果です。その結果、市長から謝罪文が出されたということですが、根本的に何年かかっても真実を追求してそれに対して差別事象をどう考えていくかということ

考えていかないと根本的な解決にならないと思っています。それからここだけで言わせていただきますと職員の言葉としましたら、「びっくりした」ではなくて私も未だ耳に残っているのですが、「ハンセン病の人の顔がずらっと並んだら市民がショックを受けて気持ち悪くなる人がある」ということを言われました。テープを取っていないので、それはどうなんだと言われればそれまでですが、私はその言葉が未だに忘れられません。私も高松の大島青松園に何年も通って、入所されている方と話をさせていただきました。初めは心を開いてくださらなかったのですが、何年も何年も、何回も続けて行くときに船が近づいたら栈橋にずらっと並んで待ってくださっているんです。その方たちとともにいろんな思いを語り合ったりしましたので、今回の「気持ち悪い」という発言があった時に私は入所されている方の顔が頭に浮かんできて電話をとりながら涙が出てきました。

回復者の方だけでなくご家族の方、それ以外の方もそのような発言をされたらすごく辛い思いをすることを経験職員として人権感覚を磨いていってほしいと思いますし、その職員が、人権意識が芽生えて、ハンセン病だけではなくいろんな課題にしっかり取り組んでいただくことを希望します。

(事務局森田) ご指摘を踏まえて真摯に取り組んでまいります。

(事務局田中) 会議の進行につきまして、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱第5条第3項によりまして、会議の議長は会長があたることになっていきますので、岩槻会長、本日の会議進行をよろしく願いいたします。

(岩槻会長) それでは、審議に先立ちまして、委員の出席状況及び会議成立の報告をお願いします。

(事務局田中) 本日は、委員8名中、5名の委員が出席されています。過半数の委員がご出席されていますので、懇話会設置要綱第6条第2項により会議は成立しております。

(岩槻会長) それでは、会議の公開について説明してください。

(事務局田中) **【会議の公開について説明】**

(岩槻会長) それでは議事に入ります。議題(1)第3次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管理調査表(令和2年度実績報告)について事務局から説明してください。

(事務局中川) 【議題(1)第3次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管理調査表(令和2年度実績報告)について説明】

(岩槻会長) 非常に多岐にわたりますので、課題ごとに区切ってご意見をいただきたいと思います。特に日頃の活動で感じられていることについて、それぞれの分野でご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。まず資料2の1ページ、女性の人権から6ページの子どもの人権までで何かご質問、ご意見はございませんか。

(事務局田中) 先ほどの説明の補足になりますが、4ページのNo.17、女性委員の比率の目標値を40%まで増加させるとしていますので、結果、36.1%であったことからC評価としています。ただし36.1%という結果は、兵庫県下の市町においては、2番目に高い数値になっていますので他市町と比較して決して低いものではありません。

(岩槻会長) 相対的には低いというわけではないということですね。ありがとうございます。

(岩槻会長) 私から質問させていただきたいのですが、5ページのNo.22、いじめ問題対策審議会の運営の効果・課題について、初期対応が適切でなかったため、問題が複雑化・長期化した事案が発生したとなっていて、これはかなり問題があるのではないかと思います。評価と関わってくるのですが、これがB評価でいいのかどうか。運営がきちんできていれば問題が複雑化・長期化することもないと思います。評価をどのようにするのかということは、以前から議論になっていましたが、数値が出ているものと出ていないものがあります。例えば啓発関連の効果があったと表記している箇所がありますが、根拠となるデータがどれだけあるのかということが見えていないので、なぜB評価になっているのかという根拠が弱いと思います。何らかのデータがあれば分かりやすいのですが、ここにはありませんので、No.22についてご説明いただけますでしょうか。

(事務局田淵) No.22のいじめ問題対策審議会の運営について子どもたちの日々の生活を数値で表すことは難しいこと、それから事案については一定解決に向かっていること、問題が複雑化・長期化しないように初期対応が課題だということに取り組んでいます。例えば双方の主張を聞き取れていないまま対応し長期化していること、保護者への連絡や担任の先生が1人で対応していることなどが現場から報告される中で課題になっていると認識しておりますので、生徒指導連絡協議会等で組織的に対応できているということです。

(岩槻会長) 組織的な対応をされているということで、今後改善されていくとい

うことですね。

- (小野委員) 初期対応ができていなかったことをきちんと認識できていたという理由でB評価だったということですか。
- (事務局田淵) いじめ問題対策審議会の運営ということでは、年2回開催し、社会福祉士や弁護士の方などにアドバイスをいただきながら教育委員会として課題を認識し、学校現場に適切にフィードバックができていることからB評価としています。
- (岩槻会長) 何を根拠にB評価とするのか難しいと思いますが、きちんと対策審議会が開催されて運営されているということで今回はB評価となっていますが、長期化している事案もありますので、今後どのように評価していくのか課題になってくると思います。
- (事務局森田) 評価は、目標に対してどうであったかという視点で行います。No. 22の事業であれば目標の最後に「・・・いじめ問題に対する未然防止・早期発見や重大事態が発生したときの対応等について提言を受ける。」とありますので、それに対してどうであったかという視点で評価を行います。初期対応が適切でなかったという部分は、この事業の課題になりますので、切り分けて見ていただけたらと思いますが、目標の設定の仕方が正しかったのかどうかという問題があります。目標を達成しているにもかかわらず効果がなかったという場合がありますので、計画等を策定した時の目標の設定の仕方について考えていく必要があります。
- (岩槻会長) 目標を見直していくということも必要なことだと思います。
- (岩槻会長) 次に、7ページの高齢者の人権から13ページの障がいのある人の人権までで何かご意見はございませんか。
- (青山委員) 最近、認知症の方と接する機会がありました。これまで認知症について勉強する機会があり、私自身カウンセラーの資格も持っていますが、実際に言葉を交したとき、どのように対応してよいのかとても戸惑いました。今後、認知症の高齢者がますます増える状況にありますが、どのように対応したらよいのかというのは、大きな問題だと感じています。
- (岩槻会長) 認知症の方の現状についてお話しいただきましたが、何かご意見はありますか。
- (清水副会長) 認知症の方については、社会福祉協議会で認知症サポーター養成講座を年に何度も実施してもらっていますので、私たちは民生委員として福祉推進委員と一緒に講座を受講して資格があるのですが、若い人にもサポーター養成講座の受講を拡げていってほしいと思います。

す。

(岩槻会長) サポーターの養成をしていただくということ、それからお聞きして  
いて専門家の方にも入っていただかないといけないと思うのですが、  
専門機関との連携というものはあるのでしょうか。

(事務局田中) 認知症は、国も重要な問題として取り組んでいます。令和元年度に  
認知症施策推進大綱を定め、認知症の発症を遅らせること、認知症な  
っても希望を持って生活ができるよう重点施策として取り組んでい  
ます。本市におきましては、平成 28 年に認知症初期集中支援チーム  
を設置し、認知症の方や認知症の疑いのある方、ご家族の方に対して  
支援をしています。それから先ほどお話のありました認知症サポータ  
ー事業を実施し、小・中学生を含め若い世代に認知症について理解し  
てもらうような取組を実施しています。ご本人だけでなく周辺の方々  
が孤立しないように第 4 次指針においても引き続き取り組んでまい  
ります。

(岩槻会長) サポーターを含め周りの方々の理解が重要になってきますので、専  
門家による支援と並行して認知症に対する理解の啓発を行ってほし  
いと思います。

(青山委員) No. 40 について、高齢者バス運賃助成の申請をすると運賃が半額に  
なるのですが、制度を知らない人が多いので、対象の方にもっと周知  
をしていただきたいと思います。

(事務局田中) 高齢介護課に伝えておきます。

(清水副会長) 高齢者バス運賃助成については、ご存知のない 70 歳以上の高齢者  
が多いので、芦屋市からその年齢になれば郵送するなど、わかりやす  
いシステムにすることが必要です。

(岩槻会長) 対象者への周知については早急にご検討いただきますようお願い  
します。

(小野委員) No. 50 の障がいのある人の就労支援について、チャレンジド雇用は  
雇用期間が 4 か月から 1 年になったことを嬉しく思っています。障が  
いには、身体障がい、知的障がい、精神障がいがありますが、雇用状  
況はどのようになっていますか。

(事務局中川) 所管課に確認をしましたが、人数は公表していないとのことでした。

(小野委員) 分かりました。障がい者雇用が広がってきていることは良いこと  
ですが、たいていの場合、身体障がいの方が優先されます。県は、毎  
年採用していますが、知的障がいのある方は、あまり採用されていま  
せん。市役所では、新たに開設されたカフェで雇用されているとのこ  
とですので、雇用を拡げて行ってほしいと思います。

- (事務局中川) カフェにおける雇用については、所管課から身体障がい者を優先することなく、知的障がい者や精神障がい者についても募集をしていると聞いております。
- (岩槻会長) それでは続きまして、13 ページの同和問題から 15 ページの外国人の人権まででご意見はございませんか。
- (荒西委員) No. 60 の「本人通知制度」の適正な運用について、73 人登録者数が増加した要因は何かありますか。
- (事務局田中) 現在の啓発は、人権講演会や啓発映画会を実施する際には、啓発チラシを配布しています。市民課では、No. 58 の実績に記載のとおり郵送で第三者請求があった場合などに本人通知制度のチラシを同封して周知を図っています。
- (荒西委員) 例年どおりの周知ということですか。
- (事務局田中) はい。
- (岩槻会長) 徐々に啓発の効果が出ているということですね。
- (岩槻会長) 14 ページのやさしい日本語の表記、外国人住民に対する情報提供をするときの工夫ですが、日本語をやさしくするということと、ふりがなを振ることが挙げられると思いますが、情報提供をする際にふりがなを振ることは考えておられますか。例えば今回のワクチン接種に関する案内も非常に分かりにくい内容となっていますが、命にかかわるような情報ほど、やさしい表現を用いる必要があります。外国人への情報提供ということで特定の事業に限定することなくご質問させていただきたいと思います。
- (事務局田中) 外国人への情報提供の際には、分かりやすくするためにふりがなを振っています。やさしい日本語の使用とあわせてふりがなを振るという意識を職員は持っています。
- (岩槻会長) 分かりました。
- (青山委員) No. 63 のモンテベロ市との姉妹都市交流に関わっているのですが、オンラインで会議がありました。オンラインでの交流も楽しかったのですが、コロナが収束すればオンラインではない交流もできたらと考えています。
- (事務局田中) 実績には数値の記載がありませんが、モンテベロ市がホストとなって、モンテベロ市から約 70 名、芦屋市から約 30 名の方が参加されたと聞いています。
- (岩槻会長) 中止ではなく、オンラインで交流ができたことは良いことだと思います。
- (岩槻会長) それでは、15 ページの HIV 感染者などの人権から 18 ページのその他の人権までで何かご意見はございませんか。

- (清水副会長) 16 ページの No. 76 犯罪被害者等の支援ですが、所管課が建設総務課になっています。事業内容から考えると人権・男女共生課のほうが取り組みやすいと思うのですが、いかがでしょうか。
- (事務局田中) 防犯を所管している部署であることから建設総務課が所管課になっています。犯罪被害者等の人権に関する啓発では、毎年職員研修を実施しており、人権・男女共生課と合同で実施した年もありますので、連携は図れています。
- (事務局森田) 啓発は、建設総務課と人権・男女共生課になっています。No. 76 の支援の具体的な内容ですが、市で条例を制定しており、犯罪被害者の方に対して、一定の要件に該当する場合に給付金、支援金を支給しており、担当課が建設総務課になります。支援実績がないということは給付金の支給実績がないということです。
- (岩槻会長) この支援制度は申告制ですか。犯罪被害者の方がおられないということはないと思いますが、支援実績なしということは、制度が十分に周知されていないのではないかと思います。周知はどのようにされていますか。
- (事務局田中) 特に窓口対応をしている職員に対して支援に関する研修を行い、対象になりそうな方や制度を知らない市民に対して周知できるようにしています。その他、電話相談や支援制度について広報紙に掲載し周知を行っています。
- (岩槻会長) 分かりました。
- (岩槻会長) それでは 19 ページから最後までで何かご意見はございませんか。
- (清水副会長) 19 ページの No. 1 の実績に「芦屋市人権教育推進協議会の理事会や委員会等にオブザーバーとして出席し、求めに応じてアドバイスをを行った。」と記載されていますが、市の担当者は 2 年から 3 年ほどで代わりますので、人権協の役員の方のほうが長く業務に携わっています。そのため、役員の方のほうが業務内容について把握しており、求めに応じてアドバイスをしていただいたことはありませんので、「活動を支援した」と記載するほうが良いと思います。
- (事務局田中) 生涯学習課にお伝えし、いただいたご意見をどのように反映させるか検討させていただきます。
- (清水副会長) 20 ページの No. 6、出前講座を生涯学習課で実施していただいておりますが、すごく評判が良くて、私も 1 回受けたことがあります。講師の方は、専門的な知識も持たれており、どこで実施してもしっかりとお話されていますので B 評価ではなく A 評価にしても良いのではないかと感じています。
- (岩槻会長) 議題 (1) 第 3 次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管

理調査表（令和2年度実績報告）について、ただいまのご意見を踏まえて修正等をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

（岩槻会長） 議題（2）第4次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管理調査表（令和3年度実施計画）について事務局から説明してください。

（事務局中川） 【議題（2）第4次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管理調査表（令和3年度実施計画）について説明】

（岩槻会長） 第3次指針は、たくさんの事業がありました。第4次指針では人権教育と人権啓発に特化したものを精査していただいたことだと思います。時間の関係上、ここは人権課題ごとではなく、新たに追加された事業などを中心に一括してご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（清水副会長） 6ページのNo.27、同和問題（部落差別）に対する教育について、目標に「教職員が同和問題を重要な人権課題として捉え・・・」と記載されています。先生との話し合いで、「道徳の時間はどのようにされていますか」とお聞きしたときも、LGBTや男女共生問題、障がい者問題など先生にとって授業をしやすい内容で実施されているということでした。「部落差別問題について子どもたちにどのように伝えるかについて研修はできていますか」と尋ねたときに「できていない」と言われました。学校教育課が、教師が自信を持って部落差別について年齢に応じた話をきちんとできるような研修、グループ討議をするなどして、部落差別問題がしっかりと子どもたちに根付いて、絶対に差別をしないという思いになるようにしていただきたいと思います。

（事務局田淵） 教員は、初任者研修で必ず部落問題に関する研修を受けています。また、各学校においては、それぞれの人権課題について研修を行っており、その中に部落問題が設定されていますが、教員を対象とした研修を打出教育文化センター等と引き続き相談していきたいと思ひます。

（岩槻会長） 部落差別に関する授業は道徳の時間に実施されるということですが、人権教育という科目がありませんので、授業でどのような取り上げるのかということが重要だと思います。具体的にどのように伝えていくべきか考えていく必要があると思ひます。

（小野委員） 5ページの方向性②「子どもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリーを育む教育を進めます」のNo.22、福祉教

育の推進について、小学校の総合的な学習においてアイマスクの実体験や車いすに乗ったりすることは人権教育としてすごく効果があると思います。あわせて知的障がいについても疑似体験ができるよう考えています。DVDを観ながら知的障がいとはどのようなものなのか体験してもらえる内容で、中学生以上を対象に観ていただきたいと考え、今準備をしているところですので、皆さまにも知っていただければと思います。

(岩槻会長) 知的障がいの疑似体験ができるということですか。

(小野委員) 例えば、「はじめにりんごの絵を描いてください」と言います。簡単に描けると思います。「次にボールの絵を描いてください」と言います。そうすると野球やサッカーボールなどいろいろなボールを描くと思います。それから「少しということを絵に描いてください」と言うと知的障がいの方は戸惑ってしまいなかなか描けないんです。そのようなことを体験してもらえればと思っています。

(岩槻会長) そのようなプログラムを学校で実施できればすごく良い教育になると思います。

(荒西委員) No. 41のインターネット・モニタリング事業について団体からもインターネット上への差別的な書き込みについて法務局に相談していますが、なかなか解決しません。今もインターネット上に市内の店舗等が掲載され晒されている状況です。先日、丹波篠山市で、市が地元と連携し、動画の削除を求める申立てをし、裁判で削除命令が出されたという事例がありますので、そのような事例を研究して協力しあいながら取り組んでいただきたいと思います。

それから、部落差別解消推進法の市民への周知が未だに課題となっていますので、出前講座のテーマとして取り上げてほしいと思います。

(事務局田中) 今、人権に関する出前講座は「人権」というくくりで設けています。この講座の中で学びたい人権課題があれば要望に応じて対応することになっています。

(岩槻会長) インターネット・モニタリング事業についてはどうですか。

(事務局田中) 市内の店舗等が掲載されている案件については、すでに法務局等に削除依頼を行っています。ただし、削除に至っていない場合も多くありますので、継続して削除依頼するなど対応していきたいと思います。

(清水副会長) 11ページのNo. 1、関係団体との連携による事業の実施について生涯学習課の目標には、「芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。」と記載されています。

人権協が毎年開催しています夏期研修会は、今年、シンポジウム形式で実施することになり、パネリストに障がい者団体の方と部落解放同盟の方、それからファシリテーターの方を交えて当事者の方のいろいろな思い、痛み、苦しみを自分事として知ろうという内容だったのですが、芦屋市、芦屋市教育委員会に後援依頼を提出した際に、研修内容に部落差別解消推進条例の制定の推進が含まれている場合は、市の方向性とは異なるため、後援依頼を受け付けることができないと言われて、芦屋人権協単独の主催で開催することになりました。障がい者団体の方、視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方が来られることから、障がい福祉課に手話通訳依頼をさせていただいたところ、生涯学習課から手話通訳依頼がないので派遣できないと言われてきました。派遣できないということは、聴覚障がいの方がシンポジウムに来られて「何も聞えない、何も分からない、私は帰らないといけないのですか」と言われたときに私はどのように質問に応えたらいいのですかと生涯学習課長とも話をさせていただいたのですが、芦屋市が部落差別解消推進条例を制定しないということがあるとしても私的感情も抜きにして障がい者に対する人権、保障を最低限行ううえで手話通訳を派遣してほしいと思います。最終的には、障がい福祉課から県へ依頼してほしいと言われましたが、3人の手話通訳者に来ていただいた場合、1時間で1万円、2時間ですので、6万円になります。いったいどこから費用が出せるのかと思いつながら話をさせていただきましたが、障がい者団体が関わっているときには必ず手話通訳を考えないといけないと思います。障がい者の人権を考えていただきたいと思いました。

(岩槻会長) これは、すごく大きな問題だと思いますが、事務局から何かありますか。

(事務局田中) 生涯学習課に確認をさせていただきます。

(岩槻会長) 条例の話とは別の問題だと思いますので、対応をよろしく願います。

(岩槻会長) 本日の議題に関する審議はこれで終了させていただきます。貴重なご意見をいただきありがとうございます。ありがとうございました。

